

盛岡市デジタル技術実証実験事業
プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、盛岡市デジタル技術実証実験事業の実施に当たり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から補助対象候補者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、提案内容を一次審査及び二次審査により評価し、補助対象候補者の選定を行う。

2 提案者が8者以下の場合は、一次審査は実施しない。

3 提案者が9者以上の場合においては、一次審査を実施し、上位と評価された8者により、二次審査を行う。

(資格審査)

第3 提案内容が、当該公募型プロポーザルの募集に当たり定める応募要件を満たしていることの資格審査はものづくり推進課が行う。

(一次審査)

第4 一次審査は、次に掲げる者を指名し、企画提案書等の評価を行う。

- (1) ものづくり推進課長
- (2) ものづくり推進課課長補佐
- (3) ものづくり推進課工業振興係長
- (4) ものづくり推進課工業振興係係員

(二次審査)

第5 二次審査は次に掲げる者を指名し、企画提案書等及び提案者からの事業説明を含むプレゼンテーションにより評価を行う。

- (1) 盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業コーディネーター
- (2) 市長公室都市戦略室 室長又は室員
- (3) 総務部情報企画課 課長又は課員
- (4) 商工労働部ものづくり推進課 課長又は課長補佐
- (5) 商工労働部ものづくり推進課工業振興係 係長又は係員

(審査の基準)

第6 審査の項目は次のとおりとする。

- (1) 目的の適合性
- (2) 新規性・革新性
- (3) 計画性等
- (4) 執行体制等

(審査の方法)

第7 第6に定める審査の項目に基づき「盛岡市デジタル技術実証実験事業プロポーザル審査シート（以下「審査シート」という。）」を別紙のとおり定める。

2 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

3 参加者が1者のみであった場合にも、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(補助対象候補者の選定)

第8 第7に定める審査の結果、各評価者が評価した評価点数を参加者ごとに合計し、その合計が最も高い参加者から合計点の高い順に順位を付し、当該順位の合計が最も低い参加者から順次補助対象候補者を選定する。ただし、参加者の全員について、各評価者が付した評価点の合計が満点の500分の250に満たない場合は、補助対象候補者無しとする。

2 前項の場合において、順位の合計点が同点であった場合は、審査シートの「目的の適合性」に関する審査項目について、各評価者が付した評価点数の合計点が最も高い参加者を上位の順位者とする。

3 前項の場合において、評価点の合計が最も高い参加者が2者以上あった場合は、くじ引きにより補助対象候補者を決定する。

(審査結果の通知)

第9 審査結果は各参加者へ書面により通知する。

盛岡市デジタル技術実証実験事業プロポーザル審査シート

審査員氏名：_____

参加者名：_____

審査項目及び点数

審査項目		審査の観点	配点	重要度	得点
提案内容	目的の適合性	全般 ・事業の目的や趣旨を理解し、的確な内容の提案となっているか ・盛岡地域における活発なデジタル技術活用に寄与するか	／ 5	× 5	
	新規性・革新性	新たな技術・革新的な発想等を活用したものか。 ・事業の新規性・革新性（本市・県・国レベル） ・技術の組み合わせ・開発力・発想力等	／ 5	× 5	
	計画性等	実用化に向けた計画性、明確性が十分か ・事業の計画性（工程の確実性、費用の現実性等） ・実証内容の明確性（達成目標の設定、期待される効果） ・報告内容の明確性（実証結果、効果検証に関する工夫・提案）	／ 5	× 5	
	執行体制等	事業の推進体制、継続性、普及展開が期待できるか ・事業の推進体制（必要な組織、人員、体制等） ・事業の継続性（実証場所の確保、資材・資金等） ・事業の普及展開、産業活力の向上につながるものか	／ 5	× 5	
合計					／100

点数の基準

5・・・特に優れている 4・・・優れている 3・・・創意工夫が認められる
2・・・いくつかの創意工夫が認められる 1・・・仕様を満たしている。